

令和7年度 サービス管理責任者等専門コース別研修(就労支援) 実施要項

1. 目的

サービス管理責任者や相談支援専門員等を対象に障害者雇用における質の向上に特化した研修を実施することで、就労支援に関わる者の資質向上を図るとともに、サービス管理責任者と相談支援専門員がともに学ぶことで繋がりを深め、連携強化を図ります。

2. 主催

奈良県自立支援協議会就労・教育部会

3. 開催期間

第1日目 令和7年8月6日(水) 9:20~17:45(受付開始9:00~)

第2日目 令和7年8月7日(木) 9:20~17:45(受付開始9:00~)

4. 開催場所

奈良県産業会館5階大会議室(奈良県大和高田市幸町2番33号)

5. 受講定員

80名 ※ 定員を上回る申込があった場合、次の事項等を考慮し、受講者を選考します。

(1) 現在、就労支援に携わっている方を優先します。

(2) 同一事業所より複数人申し込む場合は、優先順位の回答をお願いします。

※ 一事業所あたりの受講申込者数の上限は設けませんが、定員を超えた際は受講できない場合があります。

6. 受講資格

サービス管理責任者、または県内の委託相談支援事業所、基幹相談支援センター、計画相談支援事業所に従事する相談専門支援員等で(1)~(3)のいずれかに該当する方

(1) サービス管理責任者、または相談支援専門員として県内事業所で従事している方

(2) 令和6年度以前にサービス管理責任者等基礎・実践研修、または相談支援従事者初任者研修を修了された方

(3) 令和7年度サービス管理責任者等基礎・実践研修、相談支援従事者初任者研修修了予定者、または現在サービス管理責任者、相談支援専門員等ではないが、本研修の受講を希望する方

※ 県内在住であっても県外の事業所に従事する方は受講対象外といたします。

※ (3)については、(1)及び(2)に該当する方を優先して受講決定した上で、定員に空きがあれば受講決定します。

7. 研修内容

別紙のとおり

8. 受講費用

無料

※ 会場までの交通費や昼食等は受講者または受講者が属する事業所等の負担とします。

9. 申込方法

(1) 奈良スーパーアプリから申込みを行ってください。

URL: <https://nsa.pref.nara.jp/gap/applicationRegister?appmngid=a03J3000009y9WF&entry=1>

(2) 申込時、従事する事業所の事業所番号を入力する必要がありますので、事前にご確認ください。

(3) 「6. 受講資格」の(1)及び(2)に該当する場合は、以下に該当する「研修の修了証」を申込時に提出してください。(写真等により画像をアップロード)

※ 添付がない場合は、(3)に該当する方とみなします。「6. 受講資格」(1)及び(2)に該当する方は必ず添付してください。

※「研修の修了証」(直近で主に従事しているサービスに関するもの)

奈良県等が実施するサービス管理責任者等基礎・実践研修、サービス管理責任者等更新研修、相談支援従事者初任者研修、または相談支援従事者現任研修の修了証

(4) 申込時に入力されたメールアドレス宛に「11.受講決定」に記載する受講決定通知を送付しますので、メールアドレスの入力誤りが無いか、必ずご確認ください。

10. 申込期限

令和7年7月4日(金)17時まで

11. 受講決定

(1) 定員を上回る申込みがあった場合、「5. 受講定員」及び「6. 受講資格」に記載のとおり、受講者を選考します。

(2) 受講決定者には、令和7年7月18日(金)頃までに受講決定通知を送付します。

(3) 落選者にもメールにて連絡を行います。

(4) (2)に記載する日程までにメールが届かない場合は、以下の問合先までお問合せください。
なお、お問合せはメールにてお願いします。

(5) 受講日当日は、受講決定通知(印刷またはスマートフォン画面)を受付にてご提示ください。

12. 留意事項

(1) 研修中の録音、録画、撮影はご遠慮いただくようお願いします。

(2) 会場内は弁当やお茶等の飲食は可能ですが、飲食時に出たゴミはご自身でお持ち帰りください。

(3) 会場の奈良県産業会館には駐車場がありますが、満車になる場合もありますので、公共交通機関のご利用をご検討ください。

(4) 研修会場までの交通費等については、受講者または受講者が勤務する事業所等の負担とします。

- (5) 本研修では、全日程を受講された方に修了証を交付します。
- (6) 遅刻、早退、途中退席があった場合は、原則として修了認定ができません。
また、研修主催者において受講態度が不良と判断した場合についても修了認定ができません。
(「受講態度が不良と判断した場合」の例：研修の運営・進行を妨害する、本研修会に関連しない書物等を閲覧している、居眠り等で、複数回注意を受けても改善が見られない場合等)
- (7) 本研修は、就労選択支援を円滑に開始するための経過措置として、令和9年度末まで「就労選択支援員」及び「就労選択支援員養成研修の受講要件をみたす」とみなされるための「基礎的研修と同等以上の研修」の一つとなっています。
- (8) 研修内での演習等に役立てるため、申込時の入力内容のうち、「事業所名」「事業所所在市町村名」「職名」「氏名」を記入した受講者名簿を研修内で配布しますので、ご了承ください。
- (9) 受講者名簿については、研修修了後、奈良県内の市町村障害福祉担当課に送付する場合がありますのでご了承ください。
- (10) 受講決定～研修2日前までに欠席が確定した場合は、必ず以下の問い合わせ先までご連絡をお願いします。
- (11) 研修前日または当日に、急遽欠席または遅刻される場合は、以下の問い合わせ先まで電話にてご連絡をお願いします。

13. 問い合わせ先

【事務局】

奈良県福祉保険部障害福祉課共生推進係

〒630-8501 奈良市登大路町 30 TEL:0742-27-8922

MAIL: syogai-koyo@office.pref.nara.lg.jp

※ お問い合わせはメールにてお願いします。